

高等学校等就学支援金・兵庫県授業料軽減補助金・奨学給付金について（3年生）

昨年度以前に個人番号を提出し、所得基準を満たしている方は、6月までの受給資格については認定済です。7月から来年3月までの受給資格については、ご提出の個人番号より税額を照会しますので更新の手続きは不要です。（①の手続き）しかし、就学支援金の受給対象者は県授業料軽減（県在住）も該当しますので、授業料軽減申請書をご提出ください。（③の手続き）

また、前年度分で申請を辞退された方や、所得基準を上回るため不認定の通知をされた方で、今年度分の税額が基準を満たしている場合、新たに就学支援金を申請できます。（②の手続き）

保護者が県内在住で所得基準を満たしている方は、「県授業料軽減臨時特別補助金」と「奨学給付金」の対象となります。（④⑤の手続き）該当される制度の申請をすすめてください。

1 対象者の条件と手続きについて

①就学支援金の継続 （個人番号提出済みの方は手続不要ですが、③の申請書は提出）

※保護者の状況に変更がある場合は、随時お知らせください。

令和2年1月2日～令和3年1月1日までに住所の変更があった。

海外から帰国した場合もお知らせください。

②就学支援金 の新規申請

新規に下記条件を満たす方は申請書と個人番号カード等貼付台紙を、お子様を通じ事務室窓口でお受け取りください。

保護者全員の令和3年度所得確認基準額の合計が、304,200円未満の世帯（年収910万円程度）

「高等学校等就学支援金」申請書と個人番号カード等貼付台紙を提出

③兵庫県授業料軽減補助金

保護者が兵庫県在住であること。

就学支援金の受給対象者は該当するため、忘れずご提出ください。

「授業料軽減申請書」を提出

④兵庫県授業料軽減臨時特別補助金 （同一事由での申請は在学中に1回のみ）

保護者の失業、倒産、新型コロナウイルス対策の影響による収入減少がある世帯。

「臨時特別申請書」と添付書類を提出 ※詳細はリーフレットにて

⑤奨学給付金

保護者が兵庫県在住であること。

保護者全員の令和3年度市・県民税所得割額が0円・生活保護世帯。

令和3年度は市・県民税所得割額0円ではないが、家計急変にて非課税世帯相当である。

※迷われる場合はご相談ください。

申請用紙は下記の添付書類をご提出の後、お渡しいたします。

- ・保護者全員の令和3年度課税・非課税証明書・生業扶助受給証明書等
- ・世帯全員分の住民票
- ・健康保険証の写し 保護者が扶養する15歳以上23歳未満の者全員分
- ・(家計急変該当者) 保護者の家計急変を証明する書類 離職票・廃業届など
(会社発行、税理士・公認会計士作成の証明書類など)

2 提出書類について

- (1) 該当の申請書 及び添付書類 裏面があれば記入
(2) 個人番号カード(写し)等貼付台紙 → 就学支援金新規申請者のみ

個人番号カード等貼付台紙を郵送または保護者の方が持参される場合

- (3) 保護者の確認書類写し・・・郵送の場合は保護者全員分を同封
来校される場合は持参される方本人の確認書を窓口で提示
(写真付き身分証明は1種類、写真の無い身分証明は2種類)
郵送の際は簡易書留かレターパックプラス(520円赤の表紙)でお願いします。
(個人番号貼付台紙以外の申請書等は普通郵便で可)

所得確認基準額とは

〔計算式〕 市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※マイナポータルHP マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(調整控除額が分からなければ、課税標準額×6%までで判断してください)

3 補助単価

(単位：円)

所得確認基準額	世帯年収目安	就学支援金 (月額)	県授業料軽減 (年額)	奨学給付 (年額)	支給額 (年額)
304,200円未満	910万円未満	9,900	50,000	0	168,800
217,700円未満	730万円未満	9,900	100,000	0	218,800
154,500円未満	590万円未満	33,000	12,000	0	408,000
0円(非課税)	270万円未満	33,000	12,000	129,600	537,600
※0円(非課税)	※270万円未満	33,000	12,000	150,000	558,000
生活保護世帯	生活保護世帯	33,000	12,000	52,600	460,600

※2人目以降の高校生等。又は、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の保護者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合。令和3年7月3日時点の年齢。(年齢は誕生日の前日に1歳増えます)

4 支給時期について

県からの決定・支給がありましたら、就学支援金は年3回(9・1・3月頃)、県授業料軽減・奨学給付金は1～2月頃に、いずれも学費等振替口座へ振込みにて還付いたしますが、時期や決定額については事前に書面で通知いたします。

5 提出期限 令和3年7月16日(金)迄 必着

6 提出先 高等学校事務室窓口 生徒を通じ窓口に提出、又は事務室宛へ郵送

受付時間 8:00～16:00(土曜日は14:00まで) 週休土曜日・日曜・祝日は除く。
〒669-1535 三田市南が丘2-13-65 Tel 079-564-2291